

# 住宅リフォーム支援事業補助対象一覧(例)

※工事内容について、ご不明な点は契約を行う前に都市整備課窓口でご確認をお願いします。

No.	改修等内容	可否	特記事項
1	屋根の葺き替え、塗装、外壁の補修等の外装工事	可	屋根材、壁材などは補助対象
2	壁紙の張替え、床、天井などの内装工事	可	壁紙、床材などは補助対象
3	間取りの変更、防音、断熱化の工事	可	材料費などは補助対象
4	浴室、台所、トイレ等の水周りの改修工事	可	一部製品は補助対象外
5	建具、畳、窓ガラス、サッシ等の交換・修繕に要する工事	可	建具、畳、窓ガラス、サッシ、雨戸、網戸は補助対象
6	高床式住宅の1階部分の改修工事(RC+積極的利用部のみ)	可	RC部分の亀裂、破損等対象
7	住宅のバルコニー等の設置、補修工事	可	1階部分バルコニー増設は対象外
8	外構、庭、造園、門扉、ブロック塀などの工事	否	住宅ではないので対象外
9	住宅以外の建物(別棟の倉庫、車庫等)の工事	否	住宅ではないので対象外
10	公共下水道接続工事の内、建物外の排水設備工事	否	住宅ではないので対象外
11	井戸及び井戸を利用した屋根の消雪施設に関する工事	否	
12	家庭用電化製品の取り付けに関する工事	否	改修工事ではないため対象外

種別	補助対象外製品等
家電製品	テレビ、エアコン、ファンヒーター、冷蔵庫、食器洗浄機、照明器具等
厨房製品	システムキッチン、ガスコンロ、IH調理器、換気扇等
衛生設備製品	ユニットバス、浴槽、トイレ便器、洗面化粧台、給湯設備等
施設設備等	冷暖房設備、空調設備、発電設備、落雪防護柵、ウッドデッキ、シャッター、カーテン等

## 世帯要件一覧(概要)

高齢者世帯	世帯全員が満65歳以上の者のみで構成されている世帯
身体障害者世帯	世帯主が身体障害者手帳を持っている者である世帯
精神障害者世帯・知的障害者世帯	世帯主が精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を持っている者である世帯
ひとり親世帯	世帯主が満18歳以下の児童(18歳に達した以降最初の3月31日までの児童)を扶養している配偶者のない者で、世帯主とその児童のみで構成されている世帯
子育て世帯	義務教育終了前の子がいる世帯で、夫婦と未婚の子のみの世帯



### ●補助対象工事の内容変更及び当初交付決定額の増・減額について

当初交付決定を受けた工事内容を変更しようとする場合は、「変更交付申請書」を提出し、変更交付決定されたものに限り補助対象とします。(ただし、予算額の範囲内)

### ●申請書(当初及び変更)・実績報告書等の添付書類について

工事請負契約書、写真(着手前・工事中・完了後)、図面等の添付書類を必須とします。  
※提出されない場合は、補助金の交付を受けられない場合がありますのでご注意ください。

### ●申請後すぐの着工は認めないこととします。期間に余裕を持ちご準備いただき、交付決定通知送達(2週間を目途)後に着工してください。